利用規約

「颯ダンスクラス」（以下「本クラス」といいます）のご利用に際し、本規約を遵守いただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

第 1 条（運営・管理）
本クラスの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、颯ダンスクラスが行います。

第 2 条（入会資格）

1. 本クラスの趣旨に賛同し、本規約を承諾した方は入会できます。
2. 医師から運動を禁じられていないことを条件とします。
3. 以下に該当する方は入会できません。
    - 刺青・ﾀﾄｩｰ等がある方
    - 暴力団構成員
    - 他会員のクラスライフを妨げるおそれのある方
    - 本クラスが不適当と認める方
4. 入会後に上記事由が判明した場合、退会していただきます。

第 3 条（入会手続）

1. 入会希望者は所定の手続きを行い、本クラスの承認を得たうえで、定められた会費・諸費用を支払うものとします。
2. 必要に応じて医師の健康証明書を提出いただく場合があります。
3. 未成年者は本人および保護者の連名で申込みを行い、保護者は本人と連帯して本規約上の責任を負います。

第 4 条（入会金）
会員は、本クラスの定める入会金を所定の方法で支払うものとし、納入後の返還は行いません。

第 5 条（会員資格の停止・除名）
本クラスは、会員が以下のいずれかに該当すると認めた場合、会員資格を一時停止または除名することができます。

1. 会費・諸費用を 3 ヶ月以上滞納したとき
2. 施設・機材を故意に毀損したとき
3. 本規約または本クラスの規則に違反したとき
4. 名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき

5. 入会書類に虚偽があったとき
6. 会員として品位を損なう非行があったとき
7. 伝染病等、他人に感染のおそれがある疾病に罹患したとき
8. 本クラスの合理的な指示に従わないとき
9. その他、本クラスが会員として不適当と判断したとき

第 6 条（会費）

会員は、本クラスの定める会費等を所定の方法で支払うものとします。会費は、会員資格を有する限り、施設を利用しない場合でも発生します。

第 7 条（休会）

1. 会員は、各月の 8 日（8 日が休館日の場合前営業日）までに所定の休会届を提出することで、翌月から休会できます。
2. 8 日を過ぎた場合は、事務手続き上、翌々月扱いとなります。
3. 休会期間は休会理由により異なり、休会費は本クラスが定める金額とします。
   休会期間
   - 受験休会の場合は、受験終了した月まで（中学受験：2 月、高校・大学受験：3 月）
   - 上記以外理由での休会の場合は、1 ヶ月間
4. 延長を希望する場合は、休会最終月の 8 日までに再度届出を行うものとします。

第 8 条（会員種別の変更）

会員は、各月の 8 日（8 日が休館日の場合前営業日）までに変更届を提出することで、翌月から会員種別を変更できます。8 日以降は翌々月扱いとなります。

第 9 条（退会）

1. 会員は、各月の 8 日（8 日が休館日の場合前営業日）までに退会届を提出することで、その月末をもって退会できます。
2. 8 日以降の提出は翌月末の退会となります。
3. 退会届が受理されるまでは会費支払義務が継続します。
4. 電話・LINE 等口頭での退会は受け付けません。

第 10 条（定休日・休業）

本クラスは、別紙に定める日を定休日および季節休業とします。施設補修・整備等により休業する場合は原則 1 週間前に掲示しますが、緊急時は事前告知なく休業することがあります。

第 11 条（臨時休業・閉鎖）

台風・災害・事故・法令改廃・社会情勢の変化等により、本クラスは施設の一部または全部を閉鎖・休業することがあります。

第 12 条（免責・禁止行為）

1. 会員は自己責任のもと、他の会員と協調して施設を利用するものとします。
2. 盗難・怪我等の事故について、本クラスに責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。
3. 技量を超える行為・危険行為は禁止します。
4. 本クラスの承諾なく、対価を得て他者を指導する行為は禁止します。

第 13 条（クラスルール）

本クラスの運営に関する詳細なルールは、別紙「クラスルール」に定めるものとします。 会員および保護者は、当該別紙の内容を確認し、遵守するものとします。 なお、別紙の内容は、必要に応じて本クラスが改定することがあります。

第 14 条（規約の改定）

本クラスは、社会情勢・経済状況の変動等に応じて、本規約および諸費用を改定することがあります。改定の際は、1 ヶ月以上前に館内掲示およびホームページ等で告知します。

第 15 条（施行日）

本規約は、2026 年 6 月 1 日より施行します。

【別紙】クラスルール

（本規約第 13 条に基づく運営ルール）

本別紙は、利用規約第 13 条に基づき、颯ダンスクラス（以下「本クラス」といいます）のレッスン運営に関する詳細なルールを定めるものです。生徒の安全確保および円滑なレッスン運営のため、会員および保護者は本別紙の内容を遵守するものとします。

第 1 条（レッスン参加）

1. 本クラスでは、振付進行の統一を図るため、原則として 1 か月につき同一クラスへ 4 回の参加 をお願いしております。
2. やむを得ない事情により参加が困難な場合は、事前手続き により、1 か月以内の他クラスへの振替参加を認めることができます。
3. 振替手続きは、振替先レッスン開始時刻の 60 分前まで可能 とします。

第 2 条（レッスン動画の取り扱い）

1. レッスン内容の定着を目的として、必要に応じて講師がレッスン終了時に動画を撮影し、グループ LINE にて共有する場合があります。撮影は毎回実施するものではありません。
2. 振替参加されたクラスの動画共有には対応いたしかねます。
3. Jr クラスの特性上、以下の行為は禁止します。
    - レッスン中の個人的な動画・写真撮影
    - レッスン動画の第三者への共有
    - レッスン内容の SNS 等への投稿

第 3 条（イベント出演）

1. 県内各地でのイベント出演は 自由参加 とします。
2. 各イベントの応募締め切り日までに応募・入金手続きを完了させた方が参加可能です。
3. 参加者は、ステージ構成の都合上、指定衣装の準備 および リハーサルレッスンへの参加 を必須とします。
4. イベント時の写真・動画撮影は自由としますが、SNS 等へ投稿する場合は、他の生徒が特定されないよう十分な配慮 を行うものとします。
5. 本クラスが撮影したイベント画像・動画はスタジオの公式 YouTube など SNS に投稿いたしますのでご了承くださいませ。

第 4 条（発表会）

1. 発表会は 2 年に 1 回程度 開催します。
2. 生徒の成長機会として重要であるため、原則として 全員参加 をお願いしております。

3. 特別な事情により参加が困難な場合は、速やかに申し出るものとします。

第 5 条（レッスン観覧）

1. 通常レッスンのレッスン室内からの観覧は原則として不可とします。
2. 入会当初など、生徒の状況に応じて 1 か月程度の観覧を許可する場合 があります。観覧を希望する場合はインストラクターへ相談するものとします。
3. 観覧時は以下を遵守してください。
    - ダンススペースへの立ち入り禁止
    - 小さなお子様がレッスンエリアへ走り込まないよう管理すること
    - レッスン中は静粛を保つこと
    - 上記が守られない場合、退室をお願いすることがあります

第 6 条（連絡手段）

1. レッスンに関する連絡は グループ LINE・公式 LINE アカウントまたはメール にて行います。
2. 情報共有のため、生徒および保護者は グループ LINE への参加 を行うものとします。

第 7 条（休会・退会時の対応）

1. 休会・退会の手続きには、利用規約に定めるとおり、所定の書面の提出が必要です。
2. 手続き完了後は、連絡事項共有のための グループ LINE からの退出 を行うものとします。

以上 本別紙は利用規約の一部として取り扱います。

附則

本別紙クラスルールは、2026 年 6 月 1 日より施行します。